

鹿 角 市

要配慮者避難支援計画 (全体計画)

平成24年3月 策定

平成31年3月 改正

鹿 角 市

目 次

第1 基本的な考え方	1
1 背景と目的	
2 基本的な考え方	
3 避難支援体制	
4 要配慮者及び避難行動要支援者とは	
第2 名簿の作成	3
1 避難行動要支援者名簿の作成	
2 名簿の記載内容等	
3 名簿情報提供に関する同意確認	
4 名簿情報の提供	
5 関係部局の連携	
6 その他	
第3 個別避難計画	5
1 個別避難計画の作成	
2 避難支援者の確保	
3 個別避難計画の内容	
4 個別避難計画の提出	
5 個別避難計画の共有・管理	
6 個別避難計画の確認・修正	
第4 平常時の備え	7
1 情報伝達体制の整備	
2 避難支援体制の整備	
3 福祉避難所の設置	
4 取り組みの促進等	

第5 災害発生後の対応	9
1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施	
2 避難支援の実施	
3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	
第6 避難所における避難行動要支援者の支援体制	10
1 相談窓口の設置	
2 避難行動要支援者への支援	
3 第2福祉避難所・医療機関等への移送	
第7 関係法令抜粋	11

第1 基本的な考え方

1 背景と目的

災害による被害を防ぐためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。防災対策の推進に当たっては総合的な取組みが重要であり、高齢者、障害者、外国人、妊婦、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難を支援するためには、日頃から高齢者や障害者など支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどここの避難所等に避難させるかを定める個別避難計画を策定していく必要があります。

この計画は、災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要配慮者の自助及び地域の共助を基本とし、要配慮者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 基本的な考え方

要配慮者の避難支援については、要配慮者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれる取組が重要です。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人は、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められます。

3 避難支援体制

(1) 市の役割

ア 要配慮者避難支援計画（全体計画）の作成

イ 避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成

※（名簿作成に必要な市保有情報を活用できる（災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項））

ウ 避難行動要支援者名簿登載者に対する名簿情報を提供することについての同意確認

エ 避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供

※（災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により情報提供できる）

（平常時は同意者のみの情報を提供する）

オ 制度の普及・啓発

(2) 自主防災組織及び自治会代表者、民生委員等の災害時における役割

ア 個別避難計画の作成

イ 避難行動要支援者名簿登載者に対する個別避難計画作成についての同意確認等

ウ 日頃の活動等を通じての地域において支援が必要な者の把握

エ 避難行動要支援者名簿登載者への「声かけ」「安否確認」「情報伝達」「避難支援」等

オ 要配慮者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や

避難支援に協力する者（以下「避難支援者」という。）の確保

4 要配慮者及び避難行動要支援者とは

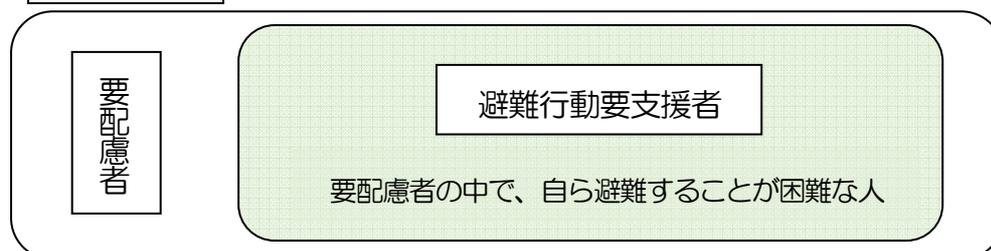
(1) 要配慮者（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号）

高齢者、障害者、外国人、妊婦、乳幼児、その他の災害時において特に配慮を要する人を指します。

(2) 避難行動要支援者（災害対策基本法第 49 条の 10）

要配慮者のうち、災害の発生又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を指します。

概念図



第2 名簿の作成

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市は、災害対策基本法に基づき、災害時等における要支援者の避難支援等を円滑に行うため、庁内関係課で情報を集約し、要配慮者のうち、避難の確保に特に支援を要する方を対象とした避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を定期的に作成し、名簿は関係機関及び避難支援者で共有する。

(2) 避難行動要支援者の範囲

次の基準に該当する者を避難行動要支援者とします。

- ① 75歳以上のひとり暮らしの者
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 要介護認定者で要介護度3以上のもの
- ④ 身体障害者手帳1～2級を有するもの
- ⑤ 療育手帳Aを有するもの
- ⑥ 精神保健福祉手帳1級を有するもの
- ⑦ その他市長が必要と認める者

2 名簿の記載内容等

(1) 市は、上記基準①～⑦に該当する者を名簿に登載し、以下の情報を記載します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(2) 情報の収集等

自主防災組織及び自治会代表者、民生委員等は、日頃の活動等を通じて、社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難行動要支援者の関係団体などの協力を得て、地域において支援が必要な者の情報を収集し市に提出します。

3 名簿情報提供に関する同意確認

- (1) 名簿登載者からは、制度の趣旨及び関係機関への名簿情報提供について、理解を得るとともに同意確認を行います。
- (2) 同意確認に際しては、「災害はいつ起こるか分からないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただき、名簿に掲載され、避難支援者がその情報を共有していることが、避難支援者が必ず助けてくれることを保証するものではないということについてあらかじめ理解されるよう説明します。

4 名簿情報の提供

- (1) 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報の提供に同意が得られた者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した者の名簿情報を、自主防災組織、自治会代表者、民生委員、消防本部、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難行動要支援者の関係団体などに提供します。
- (2) 名簿の複製は原則禁止するものとし、必要な場合は市が行います。
- (3) 名簿情報の提供を受けた人は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはなりません。また、名簿の提供を受けなくなった後も同様とします。(守秘義務)

5 関係部局の連携

防災対応の主たる担い手である総務部総務課と民政児童委員を所管する健康福祉部は、平常時から連携して災害時における避難行動要支援者の支援を実施します。

6 その他

この計画の実施のために必要な登録申請書等の様式は、市長が別に定めます。

第3 個別避難計画

1 個別避難計画の作成

(1) 自主防災組織及び自治会代表者、民生委員等は、災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するため、下記対象者の個別避難計画を作成します。

ア 市から個別避難計画作成対象者としての名簿情報の提供を受けた者

イ 地域で把握した避難行動要支援者のうち名簿情報の提供についての同意が得られた者

(2) 自主防災組織及び自治会代表、民生委員等は、地域住民、社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難行動要支援者の関係団体などの協力を得ながら、個別避難計画作成対象者を訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について打ち合せしながら計画を作成します。

2 避難支援者の確保

(1) 自主防災組織及び自治会代表、民生委員等は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促し、安否確認や避難所までの避難を支援する避難支援者を可能な限り隣近所から探し協力を求めます。

(2) 避難支援者は災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援に当たっては避難支援者本人又は避難支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明します。

(3) 避難支援者の不在や支援者自身の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別避難計画作成対象者一人に対して複数の避難支援者を定めます。

3 個別避難計画の内容

(1) 個別避難計画には次の内容を記載します。

- ア 災害が起こった時に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など
- イ 災害時に配慮しなくてはならない事項
- ウ 家族構成
- エ 緊急時の連絡先
- オ 避難支援にあたり必要な情報
- カ 避難支援者の氏名、連絡先など
- キ 避難場所等の情報

4 個別避難計画の提出

自主防災組織及び自治会代表、民生委員等は、作成した個別避難計画を市に提出します。

5 個別避難計画の共有・管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

- ア 個別避難計画の原本は市が保管します。
- イ 個別避難計画の副本は、自主防災組織及び自治会代表、民生委員等が共有します。

(2) 個別避難計画の適正管理

- ア 個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用しない。
- イ 避難行動要支援者が同意した者以外は、個別避難計画を閲覧しない。

6 個別避難計画の確認・修正

- (1) 避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、個別避難計画の内容について事前に確認します。
- (2) 協力・支援を得ながら、随時個別避難計画の内容について本人に確認します。
- (3) 個別避難計画の内容に変更がある場合は、市に変更内容を報告するとともに、自主防災組織及び自治会代表、民生委員、避難支援者と最新の情報を共有します。

第4 平常時の備え

1 情報伝達体制の整備

市は、災害の発生が予測されるときは、防災メールやコミュニティFM放送局、エリアメールや広報車等様々な手段を確保し、避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報のほか、災害に関わる情報を提供します。

また、発令された避難情報等が、要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、自治会や自主防災組織などの個別訪問により、直接情報が届く体制の整備を目指します。

＜情報伝達手段＞

- ① 防災メール（鹿角市メール配信サービス）
- ② 防災ラジオ（コミュニティFM：鹿角きりたんぼFM）
- ③ エリアメール（携帯キャリアからの災害情報配信サービス）
- ④ 市ホームページ
- ⑤ 広報車や消防団等の車両による広報

2 避難支援体制の整備

(1) 地域における避難支援体制の整備

ア 自主防災組織及び自治会代表、民生委員等は、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。

イ 地域において避難支援体制の整備を行うためには、自主防災組織等や民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、要配慮者の関係団体などが、要配慮者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討することが必要です。

ウ 地域による避難支援は、要配慮者と地域及び避難支援者との信頼関係に基づく取組みであることから、平素から相互にコミュニケーションを図りながら、要配慮者との信頼関係を深めておくことが大切です。

エ 大規模な災害が発生したときは、避難支援する側の者が被災者となる可能性もあり、支援活動ができないことも想定されますので、「地域による支援活動は義務や責任を伴うものではないこと」を、避難支援を受ける側の者を含め、関係するすべての方々が理解することが必要です。

3 福祉避難所の設置

(1) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者に対する特別な配慮を行うため、二次的な避難所として、必要に応じて指定避難所（第1 避難所）内に福祉避難所（第1 福祉避難所）を設置します。

(2) 社会福祉施設との協定

市は、社会福祉施設等と締結する「災害時における第2福祉避難所の開設等に関する協定書」に基づき、第2避難所を設置し指定避難所（第1 福祉避難所）での避難生活が困難な要配慮者等を受け入れ、関係機関と連携して迅速な対応を行います。

4 取り組みの促進等

市は、市民に対する説明や広報により取り組みに関する普及啓発を行うほか、避難支援者の確保など支援体制の構築についての先進事例の情報提供を行うなどして、それぞれの地域の取り組み状況に応じたアドバイスを行います。また、自主防災組織等や民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹型相談支援センター、避難行動要支援者の関係団体などに自主防災組織等との連携を働きかけることにより、地域の取り組みが円滑に進むよう積極的に支援します。

第5 災害発生後の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かうこととし、情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行します。
- (2) 避難支援者は、市からの防災メール、防災ラジオ及び地域で入手した情報をもとに、避難行動要支援者に災害情報を伝達します。
- (3) 避難支援者は、情報を伝達する際に避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、居住家屋の被害状況等を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行います。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援者は、避難が必要と判断したときは個別避難計画に基づき避難支援を行います。
ただし、避難支援者の安全を確保できない場合や人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。
なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合など、当該避難行動要支援者に対して避難するように説得する役割までは求めません。
- (2) 避難支援者は、災害発生時に個別避難計画に基づく支援を実施しますが、何らかの理由により支援が実施できないときは、自主防災組織又は自治会等へ連絡するものとし、自主防災組織等においても支援が実施できないときは、災害対策本部へ連絡することとします。
また、倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、自主防災組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、市又は直接警察や消防等の公的機関への救助の要請を行います。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用します。

第6 避難所における避難行動要支援者の支援体制

1 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズを迅速かつ正確に把握するため、避難所に相談窓口となる専門職員を配置し相談体制を整えます。

2 避難行動要支援者への支援

- (1) 避難行動要支援者に対して、環境のよい場所へ受け入れるようできるだけ配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求めます。
- (2) 避難所施設においては、障害者や高齢者が生活する上での障害をできる限り取り除くよう努めます。
- (3) 避難行動要支援者のこころのケアのため、必要により専門の職員の派遣を要請します。
- (4) 介護を必要とする高齢者・障害者等については、必要に応じて避難所内に第1福祉避難所を開設することとし、間仕切りパネル等を設置しプライバシーを確保するとともに、簡易ベッドや障害者用仮設トイレ、車いす等の必要な器具の配置に努めます。
- (5) 第1福祉避難所の運営については、市が福祉法人等と締結している「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」により、第1福祉避難所への法人職員の派遣協力を求めます。
- (6) 情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いて実施します。
- (7) 必要に応じて、ボランティアの支援を求めます。
- (8) 日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、災害対策本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等を要請します。

3 第2福祉避難所・医療機関等への移送

市は、障害の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、指定避難所又は第1福祉避難所での生活が困難と判断した場合には、第2福祉避難所や医療機関への移送を指示します。

第7 関係法令抜粋

●災害対策基本法

(施策における防災上の配慮等)

第八条第二項第十五項 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）

に対する防災上必要な措置に関する事項

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定

された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。